



交通安全情報No.46

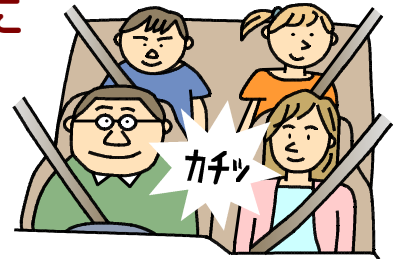
ストップ・ザ・交通事故

令和3年8月25日
警察本部交通部
交通総合対策センター

シートベルト全席着用の促進！

- シートベルトは、交通事故が起きた場合に身の安全を守る”命綱”です。

運転席、助手席はもとより、後部座席に乗車するときもシートベルトをする習慣を身に付けましょう！



運転手さん、同乗者への声掛けはしましたか？

発進する前の運転手さんのひと声で、同乗者は「あっ、シートベルトしなきゃ」と気づく場合もあります。



正しい着装をしていますか？

ベルトを脇の下に通したり、クリップで留めた場合は、シートベルト本来の効果は得られませんので、正しい着装をしましょう。

チャイルドシートの活用促進！

- 6歳未満の幼児を乗車させる場合はチャイルドシートに乗せなければなりません。(除外事由を除く)



このような光景を見たことはありませんか？

- ・大人がシートベルトをして、お子さんを抱っこしている。
- ・お子さんが車の中で立っている。

どう考えても危険ですよ？衝突した場合どうなるか分かりますよね。お子さんの命を守るのも運転者(保護者)の重要な役割です。



シートベルトやチャイルドシートもは、交通事故の衝撃から大切な命を守ります！！「シートベルトをしていれば助かった」との統計もあります。車に乗ったらシートベルト全席着用とチャイルドシートへの確実な乗車をしましょう！